

第五十四号議案

東京都市計画事業瑞江駅北部土地区画整理事業施行規程を廃止する
条例

右の議案を提出する。

令和六年六月十二日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

東京都市計画事業瑞江駅北部土地区画整理事業施行規程を廃止する条例
東京都市計画事業瑞江駅北部土地区画整理事業施行規程（平成三年七月江戸川区条例第二十号）は、廃止する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

東京都市計画事業瑞江駅北部土地区画整理事業が完了したので、本案を提出いたします。